

第四十八回

参議院内閣委員会議録第十四号

昭和四十年三月二十五日(木曜日)
午前十一時四分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

塙見俊二君

補欠選任
鈴木一司君
塙見俊二君

補欠選任

鈴木一司君

出席者は左のとおり。

委員長

柴田栄君
栗原祐幸君
下村定君
源田実君
塙見俊二君

伊藤顕道君

石原幹市郎君
林田正治君
三木與吉郎君
村山道雄君
森部隆輔君
鬼木勝利君
八田貞義君
増原惠吉君
大泉寛三君
小熊清君

- 本日の会議に付した案件
- (衆議院送付、予備審査)
- 旧金鷹勅章年金受給者に関する特別措置法案
(衆議院送付、予備審査)
- 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を開会いたします。

旧金鷹勅章年金受給者に関する特別措置法案を議題とし、発議者から提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員八田貞義君。

○衆議院議員(八田貞義君) ただいま議題となりました旧金鷹勅章年金受給者に関する特別措置法案の趣旨説明を行ないます。

旧金鷹勅章年金令が明治二十七年勅令第一七三号によつて制定されましたことは御承知のとおりであります。その後、この年金令は昭和十六年に至り勅令第二五号によりまして廃止されました。が、同時にまたこの勅令により昭和十五年四月二十九日以前の収賜者につきましては、旧令によつ

て年金は下賜されていたのであります。しかるに終戦後昭和二十一年三月に至りまして、これらの勅章年金は、昭和二十年十二月末を限りといたしまして、一切廃止されることとなつて今日に至つておるものであります。

戦後二十年、この間幸いにわが国の経済は順調に再発展しまして、国民生活も年一年と向上をたどりつつあるのであります。この間にあつて旧金鷹勅章年金受給者におかれはかつて支給されていました年金は打ち切られ、その經濟的期待権を喪失し、經濟的また精神的に不遇のうちに老残の日々を送つてゐる人々も多いのであります。よつて本法律によりまして、これらの人々の待遇改善をかるため、特別の措置を講じようとするものであります。

本法律案の要旨は、本法施行の日ににおいて生存する旧金鷹勅章年金受給者にして満六十歳に達しておられる方々並びに昭和三十八年四月一日において六十歳に達した者が本法の施行の日までの期間において死亡された方々に対し、旧制の功級による区別なく、その待遇の改善の一端として金七万円の一時金を特別措置として支給しようとするものであります。その認定はこれを受けようとす者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

なおこの法律の実施のための手続その他につきましては、政令をもつて定めることとしております。何とぞ本委員会におかれましては、慎重御審議の上、御賛同あらむことを御願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合以上をもちまして提案の趣旨説明といたします。何とぞ本委員会におかれましては、慎重御審議の上、御賛同あらむことを御願いいたします。

○委員長(柴田栄君) 本案の自後の審査は、都合まで申上げますと、三十九年十二月末までに発足以来出資した累計は、北海道、東北合わせまして千五百億

○委員長(柴田栄君) 次に、北海道開発法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続きこれより質疑を行ないます。政府側からは増原北海道開発厅長官、小熊総務監理官が出席いたしております。

○伊藤顕道君 前回に引き続いて、一、三長官を中心にお伺いいたしたいと思います。

○伊藤顕道君 前回に引き続いて、一、三長官を中心にお伺いいたしたいと思います。

以上にのぼっております。また、その残高は千六
十億ばかりになつております。

また、公庫の組織でございますが、これは主た
る事務所は東京にござります。そして札幌と仙台
に従たる事務所がござります。役員が総裁、副總
裁、理事、監事合わせて八名、そのほか職員が二
百数十名おるかと思ひます。

簡単にアウトラインを申し上げて、あと御質問
によりましてお答え申し上げます。

○伊藤顕道君 次に、北海道の地下資源開発株式
会社、これは詳しいことは要りませんから、ただ
資金等の問題を中心におおよそその規模が知りた
いと思うので、そのことを中心に簡単に御説明い
ただきたい。

○政府委員(小熊清君) 北海道地下資源開発株式
会社はいわゆる特殊法人でございまして、資本金
は十億円ございます。そのうち九億円は政府出
資、残りの一億円を北海道及び北海道の民間の企
業等で受け持っております。そしておもな業務
は、北海道における鉱区の試錐でございます。そ
の試錐に伴つて収入をあげて、それによつて毎年
度の事業を遂行してまいり、かようなことでござ
います。

○伊藤顕道君 次に、この北海道開発庁の機構を
見ますると、國務大臣をもつて充てるところの長
官、政務次官、それから次官、それから局部制が
なくて総務監理官、こういうことになつておるわ
けですが、國の行政組織と特異な機構を持つてお
るようですが、これは何か理由があるのでですか。
特に職制が変わつておるようですが、このことを
簡単に御説明いただきたい。

○政府委員(小熊清君) 開発庁の機構は中央に北
海道開発庁を置きまして、その他支分部局とし
て北海道に北海道開発局というものがございま
す。開発局、狭い意味の中央部局としての開発
庁、ただいま御指摘のように、通常の中央官庁の
ような局制を置いておりません。長官の下に政
務、事務両次官、それから総務監理官、その下に
各課ないしは室があります。御承知のように、開

発庁は北海道の総合開発計画を調査いたす、立案
いたすといふ、いわゆる企画官庁でございまし
て、企画官庁の特殊性ということからいわゆる專
門官制度というものをフルに活用しております。
普通の中央官庁ですと直接業務をやつております
が、したがつて、業務によつてそれぞれ局とかな
いしは部といふものがございますが、開発庁は企
画官庁であると、したがつて、あまり膨大な業務
は必要としない。しかも全体で八十人というわざ
かな定員でござります。したがいまして、ごく簡
素な機構で、主として専門官といふものを活用い
たしまして開発計画の調査、立案をやる、こうい
うたまえになつておるのではなかろうかという
ふうに考えます。

○伊藤顕道君 次に、開発庁の地方支分部局とし
て北海道開発局があるわけですね。これのおもな
任務はどういうことですか。

○政府委員(小熊清君) 北海道の開発といふもの
を計画面と実施面と両方に分けることができるわ
けであります。開発計画の計画面、調査とか立案
とか、あるいは調整といったよなことは中央の
開発庁が受け持つております。ところで実施面で
ございますが、実施面は現地の開発局が開発計画
全般のうち建設省、運輸省、農林省の公共事業系
統に属する直轄工事、これをみずから実施してお
るわけでございます。なお、開発計画の中の他の
部分、たとえば鉄道輸送でございますとか、ある
いは文教施設、厚生施設といったよなものは、
それぞれ各省、運輸省なり国鉄なり、厚生省等が
実施しておるわけでございます。公共事業系統の
国の直轄工事、これは開発局が事業の実施を直接
やつているわけであります。

○伊藤顕道君 開発庁の予算ですね。これは開発
局を含めて三十六年度から新年度、四十年度まで
ちょっとわかつておつたらお知らせいただきた
い。三十六年はたしか四百七十三億だつたと思ひ
ますが、それが今日まで五カ年間でどのようにな
ってきたかという傾向を知りたいと思うのです。

○政府委員(小熊清君) 開発庁の機構は中央に北
海道開発庁を置きまして、その他支分部局とし
て北海道に北海道開発局というものがございま
す。開発局、狭い意味の中央部局としての開発
庁、ただいま御指摘のように、通常の中央官庁の
ような局制を置いておりません。長官の下に政
務、事務両次官、それから総務監理官、その下に
各課ないしは室があります。御承知のように、開

ます。これは事業費もそれからいわゆる事務費も
全部ひっくるめた開発庁に計上される予算の総合
計でございますが、三十七年は五百六十二億でござ
います。それは当初予算でござりますが、ずっと
と当初予算を申し上げますと、三十八年は六百七
十九億、三十九年が八百十億でございます。ただ
いま御審議を願つております四十年度の予算案で
は九百四十五億になつております。

○委員長(柴田栄君) 速記をとめて。

○「速記中止」

○委員長(柴田栄君) 速記をつけて。

○大泉政務次官が参りましたので、質疑を続行願
います。

○伊藤顕道君 次にお伺いしたいのは、臨時行政
調査会の第一専門部会の第一班についてであります
が、第一班の報告書が出ておるわけですね。この内
容を中心に、一、二、三お伺いしたいと思います。

○この報告書によると、北海道開発庁は北海
道開発に関する企画調整、そういう機関として置
かれであります。開発計画の計画面、調査とか立案
とか、あるいは調整といったよなことは中央の
開発庁が受け持つております。ところで実施面で
ございますが、実施面は現地の開発局が開発計画
全般のうち建設省、運輸省、農林省の公共事業系
統に属する直轄工事、これをみずから実施してお
るわけでございます。なお、開発計画の中の他の
部分、たとえば鉄道輸送でございますとか、ある
いは文教施設、厚生施設といったよなものは、
それぞれ各省、運輸省なり国鉄なり、厚生省等が
実施しておるわけでございます。公共事業系統の
国の直轄工事、これは開発局が事業の実施を直接
やつしているわけであります。

○政府委員(小熊清君) 臨時行政調査会のほうで
御検討になりまして、ただいま御指摘のよな意
見が示されているわけでございます。開発庁とい
たしましては、現在、三十七年に閣議で決定を見
ました第二期の開発計画を実行中でございます。
その開発計画の中に道路とか港湾とか治山治水と
いったよなものが大きな事業となつてゐるわけ
であります。その道路、港湾あるいは治山治水に
ついては、それぞれ別に長期計画が定められてお
ります。道路につきましては、三十九年度から五

年計画が定められております。治山治水あるいは
港湾については、四十年度から定められること
になつております。かような、それぞれ各事業ご
とに定められております長期計画と、それから開
発計画の道路なり港湾なり治山治水の事業計画と
いうものは、当然調整をとらねばならないと思
います。ところで、開発計画が策定されました
は、いま申し上げましたように三年前でございま
す。その後の経済計画全体の調整の結果を開発計
画に見込んでおりまするし、各事業の投資額が各
事業ごとにそれを策定されております長期計画
の投資額と必ずしもびつたり符合しない場合が出
てくるかと思います。道路につきましては、北海
道全体の、全国投資規模の中の北海道のワクがす
でに一応きまつております。それで実施して試み
に試算をいたしますと、開発計画の中に見込んで
おる道路の投資額を上回るのであります。港湾と
か治山治水につきましては、まだ全国の規模がき
まつただけであります。北海道のシェアはき
まつております。今後そのきまぐあいによって、
さらには念查をする必要があつらうと思ひます。
いずれにいたしましても、各事業ごとの長期計
画、総合開発計画といふものが食い違つてくると
いうことは好ましくないことだと思います。した
がいまして、現在の開発計画の中に盛られており
まする投資規模といふものを各事業ごとの長期計
画とにらみ合わせまして、これを漸進的に手直し
をするという必要はあるうかと思ひます。現在の
ところ、必ずしもそれが全部できておるというふ
うにはなつていないのでございます。

○伊藤顕道君 いまお伺いしましたのは、現在道
路とか港湾、環境整備、治山治水、こういふ問題
についてそれぞれ五カ年計画があるわけですね。
この五カ年計画とこの北海道開発計画との相互関
係といふのは一体どうなつておるか、こういふ点
を主体にお伺いしたわけですが、一部御指摘も
あつたわけですが、こういう点は一口に言ってど
ういうような状況下にあるかということをお伺い
したい。

○政府委員(小熊清君) 計画を立てます場合には、当然北海道の分につきましては開発計画と全体の方向ないしは大体のスケールとしては食い違わないようにならうにいろいろなことで、当該各省と開発庁とがよく緊密に連絡をとつて、できるだけ総合開発の線に沿つて開発目標に到達するよう各事業計画も立てていただくという線で進んでおるわけであります。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、北海道開発の予算ですね、予算面についての調整の問題があるわけです。これは北海道開発庁に予算請求権が与えられておる、このことによつて保証されているではないかという見方もあるわけですけれども、実際には各省で要求するいわゆる事業別の予算と全く矛盾しないということは言えないといふような報告書が出ておるわけですね、この第一班の報告に。こういう点について、予算の請求権はなるほど与えられておるわけですからども、はたしてその調整がうまくいくついているかどうかかといふ点ですね、こういう点については、現状はどうなつておるか。

○政府委員(小熊清君) 予算の要求、それから財政当局との折衝といふような過程全体を通じまして、各省、たとえば道路でありますれば建設省のほうで要水いたします予算の規模と、それと北海道開発庁のほうで要求します北海道分の予算の規模といふものは、十分打ち合わせをして調整をとつておる。その間、できるだけ開発庁のほうで、北海道にはこれだけぜひともほしい、したがつて、建設省のほうでもそういうことで全体の規模を策定してくれといふことで、いろいろ折衝をやって、最終的には各省と調整のとれたところで予算要求をいたしておるわけでございます。

○伊藤頭道君 この北海道開発局で進めておる事業の実施段階では、結局事業の実施については各省の主務大臣だけが監督するということになつておりますね。そういう関係から開発庁の総合的な調整機能はどうも芳しくないぢやないかと、こう

いう点があげられると困ります。この点はどうなんですか。

○政府委員(小熊清君) 御指摘のように、開発局で実際に所掌しております事業について、予算の計上は開発局としておるわけでございます。ところが、開発局で実際に業務を執行する場合に、その業務の執行についてはそれぞれの省の指揮監督を受けるといふ法律のたとえになつておるわけでござります。事業の一貫性という点からいへば、その業務の執行についてはそれぞれの省の指揮監督を受けるといふ法律のたとえになつておるわけでござります。事業の一貫性という点からいへば、予算の計上から業務の執行、また、その業務の執行についての指揮監督権限もすべて開発局で一元的に持つといふことが一番一貫的だといふように見られるわけでござります。開発局は先ほど申し上げましたように、開発計画をつくる、また、それを推進するいわば企画官庁でございます。したがいまして、事業の実施そのものについて技術的な指導とか監督といふものを行なうスタッフは実は持っていないわけでござります。また、かりにこれをを持つといふことになりますと、建設省の道路関係、河川関係、あるいは運輸省の港湾関係の技術的なスタッフ、指導監督のための要員に近いものを開発局のスタッフとして持たなければならぬということにもなるらしかと思ひます。さような関係で開発計画は開発局が立てます。また、それに伴う予算は開発局に計上されます。御承知のように、また予算が決定されましてからそれに基づいてこまかい実行のための計画を立てるわけでござります。さような実行計画も開発局で実質的には各省と御相談して立てております。その実施計画に基づいて開発局は実行する。ただ技術的な面、指導とかそういう点についていへば開発局の現在の機構がそれはやらないで各省にやつていただく。各省にそういう面は監督していただきと云ふことで、そういう面では確かには何というか、やや迂回路をとつておるようですが、さいますが、開発計画を立案してこれを実行するといふ大筋のところは通つておるというふうに考えておるわけでござります。

北海道のいわゆる開発行政上の関係を見ると、どうも二重行政的機関であると指摘せざるを得ないわけですね。この大事な開発行政が二元的に行なわれておることについてはよほど慎重な、また緊密な連携と、相互のいわゆる一体となる面が強くなり推し進められない、どうも二元的な弊におちやすい、こういうことが指摘されると思う。この点についてひとつ実情をお知らせいただきたい。

○政府委員(小熊清君) 開発計画の中には国が直接執行する国の直轄工事、それから道なり、市町村が事業を執行いたしまして国が補助をする、あるいは地方団体が国の補助なしに単独で実行する、というようなものが全部入っておるわけでござります。開発局では国の直轄工事を受け持つております。それから北海道ではいわゆる補助工事、それから地方団体単独で実施をいたす工事をやっておるわけでございます。したがつて、事業の執行面においてはいわゆる二重行政ということはないと思います。それから開発計画と、いわゆる問題、これは申すまでもなく国としても大きな問題でござりますが、北海道としてもさらに重要な問題でござります。このよくな開発計画そのものの調査とか立案といふものについては、もちろん実質的に北海道のほうとよく打ち合わせをいたしまして、その間にそこのないようにならしておるわけでござります。また、現地の開発局では定例的に道の知事以下の幹部と会合を持ちまして、開発計画の実行についても意思の疎通をはかつておるわけでございます。

○伊藤顯道君 昨年の九月、臨時行政講査会が行政改革に関する意見を出しておる。それに対して、その意見に対しても各省庁がまた意見を出すことになつており、この間行管のほうから、ここにも資料がございますが、いただいたわけですがれども、これをよく見ますると、出しているところもあるし、出してない省庁もある。なお、出しておるところは忠実に出したから問題はないわけですがれども、まだ一部出してない、きわめて遺憾な

人です。これは北海道庁が出してないと、そういうことではなくして、こういう意見に対する各省政府の意見、こういう面から二、三のうちから大事な問題だけを取り上げてお伺いしたいと思います。

まず、お伺いしたいのは、総合開発庁を新設して、北海道開発庁をそれに統合しようとする意見が出ておるわけです。しかし、これに対して北海道開発庁は反対しておるわけです。その反対の理由はいかなるものかということを明らかにしていただきたい。これは大綱ですから、ひとつ政務次官から御説明いただきたい。

○政府委員(大泉寛三君)　ただいまお尋ねの臨時行政調査会の答申に盛られておる意思と北海道開発庁の意思とはやはり意見が違いますので、北海道の開発そのものがやはり国全体の立場よりも開發優先の意思が相当あろうと思います。こういう立場から、やはり全体の立場に総合されるということはどうかと思って、こういう立場で開発庁としては独自の方向をたどつておる、こういう意思であります。

○伊藤顯道君　この臨時行政調査会の意見に対しても、これは当時の池田総理をはじめこれを尊重する、そういう立場に立つておるわけですね。そういう前提で臨時行政調査会といふものは、かつてない、行政改革の各方面にわたって、十分な長い月日をかけて慎重に検討を進めた。したがつて、その意見に対しては、これは結論ですから、結論を意見として出したわけですから、各省庁はこの意見に対しても尊重の態度をとらなければならぬ。以下幾つかの問題をお伺いするわけですが、それでも、その臨時行政調査会の出しておる意見に対して、ここで資料を見た分野に限つて申し上げると、北海道開発庁がほとんど反対しておるわけですね。ほんとこれが反対、あれも反対、反対が多い、大部分が反対。反対は反対としてそれでらで知りたいわけです。ただ反対、見解が違うとかそういうことでなくして、かくかくしかじかの

理由でこの臨時行政調査会の行政改革に関する意見には反対だという、そういう反対の理由を明確にしていただかぬと、ただ反対では、見解が違うでは理由にならないと思うのです。そういうわけでも、ます最初にお伺いしたのは、臨時行政調査会の行政改革のたてまえから、大所高所から見て、国の総合開発庁をつくって、総合開発庁ですから全國を網羅して総合開発庁をつくる。したがって、当然北海道開発庁もこの中に統合されてしかるべきです。総合ですからね。しかし、にもかかわらず、北海道は反対だと反対しておる。したがつて、その反対の理由は那辺にあるのか、こういうふうにお伺いしておるわけですから、その反対の理由はこれとこれとこれというふうに御説明いただかないと納得できないわけですね。

○政府委員(大泉寛三君) その内容については監理官からお答えいたすことにいたします。

○政府委員(小熊清君) 初めに、臨時行政調査会からの答申全体の取り扱いにつきましては、申すまでもなく、政府として慎重に検討しておるところでございます。開発庁が行政管理庁のほうに出しておられます意見は、その検討の材料であるわけです。その意見についてお尋ねがございましたのでお答え申し上げますが、開発庁は、総合開発庁に統合されるということは不適当だといふふうな意見を出しておるわけであります。その不適当だという理由でございますが、北海道の開発は、御承知のように、現在では四国とか九州とか、いろいろいわゆる地域開発というものが各地で行なわれておるわけであります。いうのも、結局現在申しますか、まだ地域開発というものがあまり一般的にならないときに、昭和二十六年ですか始まつたものでございます。いうのも、結局現在のわが国にとって北海道の開発というものが一つの大きなテーマであるということから、他の地域に先行して始められたものかと思います。北海道の地域的な状況とかあるいは資源が、なお未利用のまま残されている。あるいは第一次産業につきましても、内地に比べて非常に広大な地域が経営

規模として利用でき、総じて北海道の置かれた位置はどちらかというと、多少話が飛ぶようですが、ヨーロッパ的な面があろうかというふうに思いますが、開発とはややおりおもむきが違う。したがつて、違う自分で、発足当時からの歴史を引き継いでいる。したがって、北海道の開発部⾨が統合されまして、総合開発庁全体としては地方開発計画を調整する、また指導する、こういふようなことがうたつてあります。その場合、現在の北海道開発庁が開発計画を推進していく上で、実質的に大きなささえになつておりますのは、先ほど来御指摘のあります各事業予算を開発庁で一括要求して計上するということかと思います。内地の府県では、これが建設省は建設省、農林省は農林省といふに別個に要求され成立されておるわけですが、これをいわゆる総合的な開発、開発の総合性といふことに重きを置きまして、予算の編成過程で道路あるいは河川あるいは港湾、その間の調整のとれた開発を進めていくという必要から、この予算の一括計上が特に当庁に限つて認められてゐるものと思われます。ところで、総合開発庁という機構になりますと、これは北海道だけではなくして、おそらく日本全域の相当部分がこの総合開発庁の対象地域に入つてくるかと思ひます。その場合、現在北海道開発庁に認められております予算の一括計上権といふものをもし総合開発庁に与えますならば、おそらく建設省あるいは運輸省等の公共事業関係の予算は総合開発庁のほうにほとんどいってしまつて自分のところにあまり残らないということになるんじやなかろうか。したがつて、おそらくこの総合開発庁という構想は予算の一括計上が伴わないというふうに私は構想は予算の一括計上が伴わないというふうに私は推測しております。それで北

海道開発庁が現在予算の一括計上という手段を通じて総合的な調整をやつておるわけで、それが相当の効果をおさめているというふうに私どもは考へておるわけです。その保証がないということが直ちに総合開発庁構想に同意しかねる第二の理由でござります。おもなのはそういう理由でござります。

○伊藤頸道君 どうも以上御答弁をいただいたわけですがれども、それだけの理由なら、やはり臨時行政調査会がせつから日本全体を大所高所から見て総合開発庁をつくるべきだと意見を出したわけですね。で、ここではつきり言つとかなきなりません点は、総合開発庁をつくればその中へ北海道開発庁を統合すると、そういうことによつて今後の北海道開発は切斷されてしまふ、もう北海道の開発はできなくなるんだということであれば、これは当然問題ですからね。しかし、全国的な視野から総合開発庁をつくつて、その総合開発庁にみんな統合してしかも北海道の開拓の行政を推進しようといふのであるので、これにそれでも反対かとうことになると、いま一段の理由づけがないと納得しがたいと思うのです。そういう観点に立つてここでさらにお伺いしたいのは、北海道開発庁としては総合開発庁新設そのものに反対なのか、いや総合開発庁の新設には反対ではないけれども、北海道開発庁を統合することに反対だというのか、そこの点をまず明らかにしていただきたい。

○政府委員(小熊清君) 北海道開発庁で意見を申し上げましたのは、総合開発庁の中に北海道開発庁を吸収するという点についての意見を申し上げたわけでございます。

○伊藤頸道君 そうしますと、総合開発庁を新設しても差しつかえない。北海道開発庁を統合されなければ反対はしないと、そういうふうに解釈していいのですか。

○政府委員(小熊清君) 北海道開発庁に対する臨時行政調査会の答申について、開発庁としての意思を固めて一応きめたわけでございます。それ以降外の部分につきましては、開発庁としてのまだき

まつた意思というものは必ずしもございません。したがいまして、総合開発庁をかりに北海道開発庁を抜きにしてつくるかどうかという点は、いま直ちに開発庁としてのきまつた御意見を申し上げる段階にまだなっておりません。

○伊藤顯道君 そうしますと、臨時行政調査会が意見を出したのは、とにかく総合開発庁を新設する、と、そうしてその中へ北海道開発庁を統合する、と、その時点に立ってこれに反対だ、そういうことであって、北海道開発庁を統合しなければ総合開発庁の新設には反対とか賛成とか、そういうことについてはまだ検討していないということですか。

○政府委員(小熊清君) 事務的な観点から、いわゆる地域開発、地域の総合開発をどういう機構で進めたらいいかという点についてはもちろんいろいろな常時勉強をしているわけでございます。しながらいまして、国全体の開発を一つの機構でこれを一元的に行なうということは構想としてはもちろん成り立つと思います。ただ、当の臨調の答申に對しましては、北海道開発庁の分については先ほど申し上げましたとおりで、北海道開発庁以外の総合開発庁についてはそういう考え方もあるあると思いますが、これに対して賛成とか反対とかいうことではございません。

○伊藤顯道君 どうもそのところがまだはつきりしないようですが、しかし、あとでまた長官も参考でしょから……。

それと、さらに臨時行政調査会の行政改革に関する意見の中で、国土に関する基礎的・一般的調査研究部門を科学技術庁に統合すべきである、という意見を出しておるわけですね。これに対し具体的には北海道開発局の土木試験所、これを統合することには反対とは言つていませんが、不適當であるという表現をしておるわけですね。不適當であるということは結局反対に通ずるわけですね。——まあどちらでもいいわけですからども、不適當であるという以上は、いかなる理由に基づいてこれは不適當なのか、この点を明らかにして

いただきたい、その理由がはつきりしません。

○政府委員(小熊清君) 土木試験所は現在開発局の機関として札幌にあるわけでございます。土木試験所の実際の業務といたしましては、主として北海道のたとえば道路工事についてどのような土木技術が必要かとか、あるいは北海道の港湾について風浪関係あるいは潮流関係はどうであるかといったような基礎的な調査、これを行なつておるわけであります。したがいまして、科学技術庁の支分部局としてかりに土木試験所を置くといふことになります。もちろんそれでは土木試験所が事業の実施ができないということはないと思います。ただ、何と申しましても開発事業の執行上生じてくるいろいろな問題、科学的問題、これを直接受取り上げている、いわゆる一般的普遍的問題よりもむしろ現地的即事業的な問題を多く取り上げているという観点から、開発局の機関として置くほうより密接な研究ができるという観点からそのような意見を申し上げているので、必ずしもそういう意見のまあ一つのつながりと申しますが、そうでなくちや全然だめだというわけでももちろんないわけでございます。あわせて北海道開発局自体を総合開発庁に統合することが適当でないといふ意見のまことに申しますが、そういう観点もありまして、そのような意見を出しておるわけであります。

○伊藤顯道君 臨時行政調査会は、政府関係機関の改組、再編成、こういたてまえから改革意見を出しておる。その改組、再編成すべきものの例示として、例をあげて意見を出しておる中に、こういうふうにあるわけですね。北海道地下資源株式会社は、民間会社として赤字を早期に解消すること、二つとして、民業圧迫は最小限度にとどめること、こういうふうに意見が出ておるわけです。したがつて、このことに関連して、まずお伺いしたいのは、この北海道の地下資源開発株式会社の赤字については、一体どういうものがあるのか、どの程度のものがあるのか。そしてこの赤字はいかなる理由に基づいて赤字ができたのか。その二つの点をひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(小熊清君) 地下資源開発株式会社は、北海道における炭鉱業務を行なつておる。炭鉱業務を行なうためには相当な固定施設と申しますが、機械設備を必要とするわけであります。その機械設備の償却に迫られておりまして、たゞいままでのところは毎年赤字を計上するやむなきに至つております。その数字を申し上げますと、最近の三ヵ年で申し上げますと、三十六年が五千九百万円、三十七年が五千二百万円、三十八年は二千五百万円ということでございまして、大体五千万円程度、まあ昨年は二千五百万円、そういうふうな赤字を残念ながら計上しております。その理由はいま御説明申し上げましたように、設立当初設備いたしました試掘用の機械とか、そちらよろしくな理由で、特殊性を主張をしておるわけではありませんのは、いま段階で、北海道の開発を、これは全日本の経済、産業の開発に大きく貢献でありますと、現在の開発庁、そうしてその下に開発局を持つという構想がたいへん有効適切であるの

で、この形を存続をしてもらいたい、こういう言葉をしておるわけであります。総合開発庁に反対であるとかといふうには、そこまで問題を割り切つていられないわけであります。これは私が行政管理局長官と兼務の北海道開発局長官として、この答申を出しますには、私自身としては、相当考えたわけでございます。これは、しかし、北海道開発局長官の立場としては、現在のところ、しいていえば当分はとくに北海道開発局を統合すべきである、こういう意見に対しても、北海道開発局は反対しておるわけですね。そこでいまお伺いしたわけですが、反対しておるのはいかなる理由かといふことをお伺いしておるわけです。それで、北海道開発局としては、総合開発局を新設して、それに北海道開発局を統合すべきである、こういう意見に対しても、北海道開発局は反対しておるわけですね。そこでいまお伺いしたわけですが、反対しておるのはいかなる理由かといふことをお伺いしておるわけです。それで、北海道開発局としては、総合開発局を新設そのものに反対なのが、総合開発局は新設してもよろしいこと、だがしかし、北海道開発局を統合しちゃ困る、そういう意見なのか、その辺を、理由とともにその点をひとつ明らかにしていただきたい。

○國務大臣(増原忠吉君) 御承知のように、総合開発局の構想が臨調から出ました基本は、何といいますか、国土計画、国土開発を現在の各省のいわば縦割りの形でなくして、そういう意味の総合的な開発計画を立てるところをつくろうというの

で、国土省的な考え方方が第一案であり、総合開発

方というものは、臨時行政調査会でも論議の過程

で、なかなかこれは実行が困難であるかもわから

ないというので、第二案として総合開発局という

方

で、ななかなこれは実行が困難であるかもわから

ないというので、第二案として総合開発局という

方

〇Lの研究に同時に取りかかりたいということ、研究室を設けるわけございますが、さしあたり研究室の人員は、本所と人間を兼務させまして、向こうで必要とあらば、長期駐在をさせて研究を開始する。

四十一年度以降につきましては、最終案といふものはまだ固まっておりませんが、現在考えております一応の計画を申し上げますと、四十一年度は、人員約三十名程度で、一課一部という構成で、人員約九十五名で、一課二部、こういった程度の規模でまいりたい。それから四十三年度は、人員約百六、七十名で、

研究内容は、先ほど先生も言われましたように、一つはV-STOL関係、一つはロケット関係、主として液体燃料を中心とした地上試験七十分漏れがございますので、補足しながら答弁いたします。

四十年度の角田の予算の内容といたしましては、一つは土地の整備の関係、これが約六千万円あまりございます。これはもう四十年度じゅうに、土地の整備をしたり、給排水施設を整備をしたり、受電設備を整備をしたり、建て家をつくったりといふことでございます。それからおもな実験設備をいたしましては、二つございます。一つは、高度制御試験装置といいまして、ジェットエンジンを二台同時に乗せまして、これをふかしながら上下させつつ高度制御の研究をする。いま一つは、フライング・テスト・ベッドと申しまして、これは飛行機を上からつり上げまして、エンジンをふかしながら飛行特性、高度制御等の研究をす

る。このために必要なエンジン、これらがおもな施設でございます。そのうち現金で買います分は、現金予算化されておりますのは、ジェットエンジン一台分、それから研究費、それから高度制御試験装置の全額、それからフライング・テスト・ベッド全体の額の一割、こういふものが予算化されております。したがって、債務負担行為の中に繰り越されるという分は、エンジンが、試験のものには二台でございますけれども、研究の性格上、どうしても一台はスペアが要るということで、三台要りますが、残りの二台は債務負担行為で、これは注文はことじゅうにできる。それから、フライング・テスト・ベッドの一部は現金化されておりますが、残りは債務負担行為で行なっておりますので、これも全体について四十度に発注ができる。したがって、来年度の中ごろまでには全部の施設ができる。したがって、四十年度は現金は二億でございますけれども、事業量としては約四億の仕事ができる、こういう計画になつております。

〇伊藤顯道君 そこで、さしあたつて、四十年度にはどのようないくつかの研究をなされ、またどのような試作をなさるのか、この点を……。

○政府委員(江上龍彦君) 先ほどの質問の中で答弁漏れがございますので、補足しながら答弁いたします。

四十年度の角田の予算の内容といたしましては、一つは土地の整備の関係、これが約六千万円あまりございます。これはもう四十年度じゅうに、土地の整備をしたり、給排水施設を整備をしたり、受電設備を整備をしたり、建て家をつくったりといふことでございます。それからおもな実験設備をいたしましては、二つございます。一つは、高度制御試験装置といいまして、ジェットエンジンを二台同時に乗せまして、これをふかしながら上下させつつ高度制御の研究をする。いま一つは、フライング・テスト・ベッドと申しまして、これは飛行機を上からつり上げまして、エンジンをふかしながら飛行特性、高度制御等の研究をす

る。このために必要なエンジン、これらがおもな施設でございます。そのうち現金で買います分は、現金予算化されておりますのは、ジェットエンジン一台分、それから研究費、それから高度制御試験装置の全額、それからフライング・テスト・ベッド全体の額の一割、こういふものが予算化されております。したがって、債務負担行為の中に繰り越されるという分は、エンジンが、試験のものには二台でございますけれども、研究の性格上、どうしても一台はスペアが要るということで、三台要りますが、残りの二台は債務負担行為で、これは注文はことじゅうにできる。それから、フライング・テスト・ベッドの一部は現金化されておりますが、残りは債務負担行為で行なっておりますので、これも全体について四十度に発注ができる。したがって、来年度の中ごろまでには全部の施設ができる。したがって、四十年度は現金は二億でございますけれども、事業量としては約四億の仕事ができる、こういう計画になつております。

〇伊藤顯道君 そこで四十年度においては大体わかりましたが、将来ですね、将来どのよくな研究をし、どのような試験をなさるかと予定されているのか、この点を。

〇政府委員(江上龍彦君) 研究内容はV-STOL関係とそれからロケット関係に分かれますが、まずV-STOLの現段階を申しますと、三十七年度から研究に入りました従来やつてまいりましたことは、いろいろな基礎研究、それからアイアン・バード等の施設による操縦特性の研究、それからVTO化するためには、ジェットの場合はリフトエンジンといふのが要りますが、このリフトエンジンの試作、これはJR100という新しいエンジンが去年実は第一号基ができ上がりまして、前の重量の約十倍程度上げられるという相当すぐれた性能のものが得られたわけでございますが、これをさらに現在改造して新しいJR102型といふものといたしましては、角田においていろいろな施設

の整備に当たりますほか、本所におきましては、とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の技術研究所においては特にVTO機の開発に取り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけではありませんけれども、本所といつましても最初申し上げましたように、VTOも同時に研究してまいりたいということございます。それから四十年度、四十一年度とかけまして、角田における研究の一応の段階までこぎつけまして、四十二年度からは本格的なものを試作するという段階に入ります。

それからロケットにつきましては、三十八年度初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事を盛り込まれ、航空技術研究所といつておりましたのが、航空宇宙技術研究所になったわけでございますが、從来やつておりました研究は、主として固体燃料につきまして、現在の固体燃料の充てん率を高めるという研究、現在東大などを使っておりますのが七五%ぐらいの充てん率だそうでございますが、これを九〇%ぐらいまで高めたいといふことである程度の成果をあげております。それからもう一つは、ロケット自体の寸法効果の問題、縦、横の比、それをどの程度にしたら最も効果的なロケットが得られるかというようなことでやつてきているわけでございます。今後の問題といつたましても、これは今後の計画は宇宙開発審議会の計画をもつて具体的にきまるわけでございますが、液体燃料を中心として角田地区では液体燃料テスト・スタンド、これをはじめ各種の施設を整備いたしまして、液体燃料の研究を分担してまいりたい、かように考へておられるわけでございます。

〇伊藤顯道君 日本でV-STOL機の開発については、たしか昨年一月科学技術庁の長官から科学技術審議会に諮問があつたたと思いますが、まだ審申が行なわれていないわけですね。そして技術的にも非常にむずかしいと言わわれているVTO機の開発は将来の課題として、とりあえずSTT

〇Lの開発に着手すべきである、こういう意見も相当出ておるうと思ひます。そこで、航空宇宙技術研究所においては特にVTO機の開発に取り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけではありませんけれども、本所といつましても最初申し上げましたように、VTOも同時に研究してまいりたいということございます。それから四十年度からは本格的なものを試作するという段階に入ります。

それからロケットにつきましては、三十八年度初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事を

の整備に当たりますほか、本所におきましては、

とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の

技術研究所においては特にVTO機の開発に取

り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組

んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけ

ではありませんけれども、本所といつましても最初

申し上げましたように、VTOも同時に研究して

まいりたい、ということございます。

それからロケットにつきましては、三十八年度

初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事

を盛り込まれ、航空技術研究所といつておりまし

たのが、航空宇宙技術研究所になったわけでござ

りますが、從来やつておりました研究は、主とし

て本所においてまだ小規模な研究でございます

が、固体燃料につきまして、現在の固体燃料の充

てん率を高めるという研究、現在東大などを使つ

ておりますのが七五%ぐらいの充てん率だそうでござりますが、これを九〇%ぐらいまで高めたい

といふことである程度の成果をあげております。それからもう一つは、ロケット自体の寸法効果の問題、縦、横の比、それをどの程度にしたら最も効果的なロケットが得られるかというようなことでやつてきているわけでございます。今後の問題といつたましても、これは今後の計画は宇宙開発審議会の計画をもつて具体的にきまるわけでございますが、液体燃料を中心として角田地区では液体燃料テスト・スタンド、これをはじめ各種の施設を整備いたしまして、液体燃料の研究を分担してまいりたい、かように考へておられるわけでございます。

〇伊藤顯道君 日本でV-STOL機の開発につ

いては、たしか昨年一月科学技術庁の長官から科

学技術審議会に諮問があつたたと思いますが、まだ

審申が行なわれていないわけですね。そして技

術的にも非常にむずかしいと言わわれているVTO

機の開発は将来の課題として、とりあえずSTT

の整備に当たりますほか、本所におきましては、

とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の

技術研究所においては特にVTO機の開発に取

り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組

んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけ

ではありませんけれども、本所といつましても最初

申し上げましたように、VTOも同時に研究して

まいりたい、ということございます。

それからロケットにつきましては、三十八年度

初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事

を盛り込まれ、航空技術研究所といつておりまし

たのが、航空宇宙技術研究所になったわけでござ

りますが、從来やつておりました研究は、主とし

て本所においてまだ小規模な研究でございます

が、固体燃料につきまして、現在の固体燃料の充

てん率を高めるという研究、現在東大などを使つ

ておりますのが七五%ぐらいの充てん率だそうでござりますが、これを九〇%ぐらいまで高めたい

といふことである程度の成果をあげております。それからもう一つは、ロケット自体の寸法効果の問題、縦、横の比、それをどの程度にしたら最も効果的なロケットが得られるかというようなことでやつてきているわけでございます。今後の問題といつたまでも、これは今後の計画は宇宙開発審議会の計画をもつて具体的にきまるわけでございますが、液体燃料を中心として角田地区では液体燃料テスト・スタンド、これをはじめ各種の施設を整備いたしまして、液体燃料の研究を分担してまいりたい、かように考へておられるわけでございます。

〇伊藤顯道君 日本でV-STOL機の開発につ

いては、たしか昨年一月科学技術庁の長官から科

学技術審議会に諮問があつたたと思いますが、まだ

審申が行なわれていないわけですね。そして技

術的にも非常にむずかしいと言わわれているVTO

機の開発は将来の課題として、とりあえずSTT

の整備に当たりますほか、本所におきましては、

とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の

技術研究所においては特にVTO機の開発に取

り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組

んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけ

ではありませんけれども、本所といつまでも最初

申し上げましたように、VTOも同時に研究して

まいりたい、ということございます。

それからロケットにつきましては、三十八年度

初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事

を盛り込まれ、航空技術研究所といつておりまし

たのが、航空宇宙技術研究所になったわけでござ

りますが、從来やつておりました研究は、主とし

て本所においてまだ小規模な研究でございます

が、固体燃料につきまして、現在の固体燃料の充

てん率を高めるという研究、現在東大などを使つ

ておりますのが七五%ぐらいの充てん率だそうでござりますが、これを九〇%ぐらいまで高めたい

といふことである程度の成果をあげております。それからもう一つは、ロケット自体の寸法効果の問題、縦、横の比、それをどの程度にしたら最も効果的なロケットが得られるかというようなことでやつてきているわけでございます。今後の問題といつたまでも、これは今後の計画は宇宙開発審議会の計画をもつて具体的にきまるわけでございますが、液体燃料を中心として角田地区では液体燃料テスト・スタンド、これをはじめ各種の施設を整備いたしまして、液体燃料の研究を分担してまいりたい、かように考へておられるわけでございます。

〇伊藤顯道君 日本でV-STOL機の開発につ

いては、たしか昨年一月科学技術庁の長官から科

学技術審議会に諮問があつたたと思いますが、まだ

審申が行なわれていないわけですね。そして技

術的にも非常にむずかしいと言わわれているVTO

機の開発は将来の課題として、とりあえずSTT

の整備に当たりますほか、本所におきましては、

とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の

技術研究所においては特にVTO機の開発に取

り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組

んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけ

ではありませんけれども、本所といつまでも最初

申し上げましたように、VTOも同時に研究して

まいりたい、ということございます。

それからロケットにつきましては、三十八年度

初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事

を盛り込まれ、航空技術研究所といつておりまし

たのが、航空宇宙技術研究所になったわけでござ

りますが、從来やつておりました研究は、主とし

て本所においてまだ小規模な研究でございます

が、固体燃料につきまして、現在の固体燃料の充

てん率を高めるという研究、現在東大などを使つ

ておりますのが七五%ぐらいの充てん率だそうでござりますが、これを九〇%ぐらいまで高めたい

といふことである程度の成果をあげております。それからもう一つは、ロケット自体の寸法効果の問題、縦、横の比、それをどの程度にしたら最も効果的なロケットが得られるかというようなことでやつてきているわけでございます。今後の問題といつたまでも、これは今後の計画は宇宙開発審議会の計画をもつて具体的にきまるわけでございますが、液体燃料を中心として角田地区では液体燃料テスト・スタンド、これをはじめ各種の施設を整備いたしまして、液体燃料の研究を分担してまいりたい、かのように考へておられるわけでございます。

〇伊藤顯道君 日本でV-STOL機の開発につ

いては、たしか昨年一月科学技術庁の長官から科

学技術審議会に諮問があつたたと思いますが、まだ

審申が行なわれていないわけですね。そして技

術的にも非常にむずかしいと言わわれているVTO

機の開発は将来の課題として、とりあえずSTT

の整備に当たりますほか、本所におきましては、

とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の

技術研究所においては特にVTO機の開発に取

り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組

んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけ

ではありませんけれども、本所といつまでも最初

申し上げましたように、VTOも同時に研究して

まいりたい、ということございます。

それからロケットにつきましては、三十八年度

初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事

を盛り込まれ、航空技術研究所といつておりまし

たのが、航空宇宙技術研究所になったわけでござ

りますが、從来やつておりました研究は、主とし

て本所においてまだ小規模な研究でございます

が、固体燃料につきまして、現在の固体燃料の充

てん率を高めるという研究、現在東大などを使つ

ておりますのが七五%ぐらいの充てん率だそうでござりますが、これを九〇%ぐらいまで高めたい

といふことである程度の成果をあげております。それからもう一つは、ロケット自体の寸法効果の問題、縦、横の比、それをどの程度にしたら最も効果的なロケットが得られるかというようなことでやつてきているわけでございます。今後の問題といつたまでも、これは今後の計画は宇宙開発審議会の計画をもつて具体的にきまるわけでございますが、液体燃料を中心として角田地区では液体燃料テスト・スタンド、これをはじめ各種の施設を整備いたしまして、液体燃料の研究を分担してまいりたい、かのように考へておられるわけでございます。

〇伊藤顯道君 日本でV-STOL機の開発につ

いては、たしか昨年一月科学技術庁の長官から科

学技術審議会に諮問があつたたと思いますが、まだ

審申が行なわれていないわけですね。そして技

術的にも非常にむずかしいと言わわれているVTO

機の開発は将来の課題として、とりあえずSTT

の整備に当たりますほか、本所におきましては、

とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の

技術研究所においては特にVTO機の開発に取

り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組

んだ角田支所では、最初VTOしか始めるわけ

ではありませんけれども、本所といつまでも最初

申し上げましたように、VTOも同時に研究して

まいりたい、ということございます。

それからロケットにつきましては、三十八年度

初めて航空宇宙技術研究所にロケット関係の仕事

を盛り込まれ、航空技術研究所といつておりまし

たのが、航空宇宙技術研究所になったわけでござ

りますが、從来やつておりました研究は、主とし

て本所においてまだ小規模な研究でございます

が、固体燃料につきまして、現在の固体燃料の充

てん率を高めるという研究、現在東大などを使つ

ておりますのが七五%ぐらいの充てん率だそうでござりますが、これを九〇%ぐらいまで高めたい

といふことである程度の成果をあげております。それからもう一つは、ロケット自体の寸法効果の問題、縦、横の比、それをどの程度にしたら最も効果的なロケットが得られるかというようなことでやつてきているわけでございます。今後の問題といつたまでも、これは今後の計画は宇宙開発審議会の計画をもつて具体的にきまるわけでございますが、液体燃料を中心として角田地区では液体燃料テスト・スタンド、これをはじめ各種の施設を整備いたしまして、液体燃料の研究を分担してまいりたい、かのように考へておられるわけでございます。

〇伊藤顯道君 日本でV-STOL機の開発につ

いては、たしか昨年一月科学技術庁の長官から科

学技術審議会に諮問があつたたと思いますが、まだ

審申が行なわれていないわけですね。そして技

術的にも非常にむずかしいと言わわれているVTO

機の開発は将来の課題として、とりあえずSTT

の整備に当たりますほか、本所におきましては、

とりあえず単発のプロペラ機を一機購入いたしました。この飛行機のプロペラを改造したり、翼の

技術研究所においては特にVTO機の開発に取

り組んだ理由は一体那邊にあるのか、この辺ひとつ御説明いただきたいと思います。

〇政府委員(江上龍彦君) 特にVTOに取り組

ク、ミラージュ、こういった各社が計画を持つております。それからイタリアはファイアット、ドイツはフォッケウルフ、EWRといつたような各社がやっている状況でございます。まあ進み方はアメリカが一番あると思いますけれども、いずれも試行錯誤をいま繰り返しているというような段階で、実験機程度のものはできたことなどございませんけれども、完全に実用化したものはまだないといふような現状と聞いております。

○伊藤頭道君 このVTOIL機の開発では、いま調査は非常に激しく行なわれているといふうに聞いているのですが、世界的に開発御説明の中に一部ございましたが、世界的に開発一步おくれてしまうというところは容易ならぬ事態が起きようと思うのです。例の国産中型輸送機ですね、YS-11ですか、これが前に世界のそれにおくれてしまつたので充り込みに非常に苦慮しているさ中であるということを聞いています。されど、この失敗がまたVTOIL機の開発についてもいい教訓にならうと思うのですね。中型輸送機のような取りおくれのないように、いわゆる独得なアイデアを織り込んでやらないとまた失敗を繰り返すということになると思う、ということが憂慮される。こういう点はどのようにお考えですか。

○政府委員(江上龍彦君) 全く御指摘のようなどをおわれれも心配いたしまして、世界の進歩にあたるおくれないよう研究を進めてまいりたいと考えておるわけでございます。先ほど從来試作エンジンの試作をしたということを申し上げましたが、現在世界で一番進んでおるといわれますのは、イギリスのロールスロイスが重量の十六倍程度のものをつくったといふことを言つておりますが、これは材質施設が非常に重くて、実際の推力は重量の八倍程度というふうに言われております。

○伊藤頭道君 先ほど先進国のそれ、状況は御説明あつたわけですが、日本の技術の開発程度と比べて、これはもちろん努力しなければ追いつかないと思いますが、その距離をものとしてかかるわけにはもちろんいきませんが、どの程度――これは表現はむずかしいと思いますが、何とかここをがんばれば追いつき得る公算のあるものですから、それともなかなかもつて容易でないのか、その程度の意味を御説明いただきたい。

〔委員長退席 理事栗原祐幸君着席〕

○政府委員(江上龍彦君) 私も実は専門家でございませんので、はつきりしたことばかりませんが、航空宇宙研究所の所長は海軍の技術者でございまして、例の零戦を設計した一人でございます。あの零戦というのは当時世界から驚かれたものでございますから、日本の航空技術といふものは、そういう基礎を持っておりますので、私としては必ずしも悲觀する必要はないんじやなかろうか、かように考えておる次第でございます。

○伊藤頭道君 先ほど御説明いたいた角田支所ですね、これを将来ロケットに関する地上試験センターとするという計画があるんだ、そういう御説明であつたわけです。また長官も、昭和四十五年度に国産人工衛星を打ち上げることを目指して研究開発を強化する、こういう趣旨の所見を述べられておるわけです。そこでお伺いいたしますが、現在世界で一体どうなつておるのか、こういふ点についてひとつ具体的に御説明をいただきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) この問題につきましては、いろいろの点で私もたいへん苦慮しております。現在は十六倍のものを試作しております。現在は二百四十ないし二百九十九億ほどあります。フランスについては三百一〇〇といふのは世界的に見ても相当の性能のものであります。現在は十六倍のものを試作しております。あるいは、できれば追い越すようにわれわれたことはできるだけ外國のレベルにおくとともに、では努力してまいりたい、かように考えております。

○伊藤頭道君 先ほど先進国のそれ、状況は御説明あつたわけですが、日本の技術の開発程度と比べて、これはもちろん努力しなければ追いつかないと思いますが、その距離をものとしてかかるわけにはもちろんいきませんが、どの程度――これは表現はむずかしいと思いますが、何とかここをがんばれば追いつき得る公算のあるものですから、それともなかなかもつて容易でないのか、その程度の意味を御説明いただきたい。

〔委員長退席 理事栗原祐幸君着席〕

○政府委員(江上龍彦君) 私も実は専門家でございませんので、はつきりしたことばかりませんが、航空宇宙研究所の所長は海軍の技術者でございまして、例の零戦を設計した一人でございます。あの零戦というのは当時世界から驚かれたものでございますから、日本の航空技術といふものは、そういう基礎を持っておりますので、私としては必ずしも悲觀する必要はないんじやなかろうか、かのように考えておる次第でございます。

○伊藤頭道君 先ほど御説明いたいた角田支所ですね、これを将来ロケットに関する地上試験センターとするという計画があるんだ、そういう御説明であつたわけです。また長官も、昭和四十五年度に国産人工衛星を打ち上げることを目指して研究開発を強化する、こういう趣旨の所見を述べられておるわけです。そこでお伺いいたしますが、現在世界で一体どうなつておるのか、こういふ点についてひとつ具体的に御説明をいただきたい。

○國務大臣(愛知揆一君) これは御指摘のとおり、まず第一に予算の点から言えば、全くこれは残念ながら比較になりませんで、これは米ソあたりの模様はいろいろの関係がありまして的確にかめないところもありますけれども、常識的に言えば、おそらく日本の一年間の一般会計の総予算に匹敵し、あるいはそれ以上のものがこういう宇宙開発的なものに使われているのではなくらうかと考えられるくらいでございまして、これに対してもわざか三十数億、といふものは全く情けない状態であることは御同感なんだと思います。しかし、せめてそいつたよろな全く乏しい金で追つかけて研究をし、場合によればそれを追い越すそなういう意気込みなんでありますから、せめてこの開発の体制だけは総合化されるとが絶対的に必要だと、かねがね私考えておつたわけでございます。そこで、先ほどもちょっと申し上げました

が、ます宇宙開発審議会が技術委員会というものが持ちまして、この技術委員会には東大の関係者はもとよりござりまするし、また、宇宙開発推進本部の政府側の関係者はもちろんござりますが、そのほか学者あるいは実際の設計や技術担当に当たるような方々の総意を結集して、この宇宙開発審議会はこういった問題については技術委員会を中心にしてひとつ研究推進をしていこう、同時に、実施部隊とも申しますか、そのほうは東大と宇宙開発推進本部の両方の実施責任者を同一人にするという、従来から言えはなかなかこれはずかしかったことなんでありますけれども、ようやくその体制ができたわけでございます。したがいまして、四十年度の予算はいま申しましたように、まことに微々たるものではござりますけれども、三十九年度まではそれぞれ東大は文部省を通し、あるいは科学技術庁は大蔵省に直接といふうに、全然その両方の相談なくして予算の要求をやつておりますが、四十年度は、概算をつくります場合にも、双方の研究者がジョイント・スタディをしてそろってこれでやつていこうといふことになりまして、これだけでも私としては相当な進歩ではなかつたかと考へてゐるわけであります。ただ、先ほど申しましたように、一方はメニュー計画というものを一応の頂点にしているわけですが、何といいましても学術研究、基礎研究ということを基礎にしている、そりして現に固体燃料を使って相當に進んだ実績もあげておられます。一方のほうは、液燃を中心にして、東大の研究の実績やあるいはその知恵や研究の成果も大いに取り入れながら成果をあげていこうというわけましたよな人的に元化して、そりして予算の使い方その他はもとよりであります。これがやらせていきます研究推進につきましても、双方がカーテンをおろさないで、平たく言えば仲よく手

をお互いに取りながら進んでまいりたい、こうい

意見が私は出でることを期待しているわけでも

えてまいりた

と聞いております。

う体制にだけはようやくなつてまいりました。先ほど申しましたように、宇宙開発審議会ある

ざいます。現在の段階では、言い過ぎになると思
いますけれども、たとえば東大は東大なりに研究

○委員長(柴田)

木君）ちよつと速記を

めて。

道本部の政府側の関係者はもちろんでござりますが、そのほか学者あるいは実際の設計や技術担当に当たるような方々の繪意を結集して、この宇宙開発審議会はこういった問題については技術委員会を中心としてひとつ研究推進をしていこう。

う体制にだけはようやくなつてまいりました。
先ほど申しましたように、宇宙開発審議会あるいは技術委員会等の人選等につきましても、きめて近い機会に再編成をして、現在日本としては求め得る最も有能な人たちをここに結集したい、こういうことをいま進めつつあるわけでございます。

さいます。現在の段階では、若い過ぎになると思
いますけれども、たとえば東大は東大なりに研究
開発を進めてこれたけれども、これから将来長
きにわたって考えると、大学のいわゆる付属研究
所だけでもこういったことを引き続いてやるのが適
当かどうかという点についても、将来の私は研究
の課題になると思います。あるいはまた、実用衛

○委員長(柴田)
〔速記中止〕
○委員長(柴田)
○伊藤謙道君
から、次の定
この提案理由
代表部に新た

(本君) ちょっと速記をとめて。

〔理事栗原枕幸君出席、委員長着席〕

○伊藤顕道君 そのことに関連もございますが、高木宇宙航空研究所所長が宇宙開発推進本部長を兼ねることになった。これは一体化への一つの動きだと思われるでございます。さらにこれを一層強化して、効率的に宇宙開発を推進する必要がさらには痛感されるわけです。そういう点については、大臣としては前向きにそういう方向でさらに努力しようとするのか、いまの体制で運営されようやくやれば何とかやっていけるのか、そういうことに対するお考えは基本的にはどうしたことなんですか
○國務大臣(愛知揆一君) その点は、いまの段階で申しますと、多少具体性に乏しい、多少ビジョン

星ということを胸中に描いてこれからのことを考えます場合には、政府が直接の、直営のものとしてやることもいかがあつたらいいかということでもいろいろ積極的な考え方もあるらうと思いますが、そういう体制の問題をもあわせて、何といつても技術的な問題が一番根本的であると思いますけれども、そういう体制の問題を考えながら、これから大きくない欲をもつて進めていかなければなるまこと、かように考えておるわけでござります。

○政府委員（小林貞雄君） 現在科学技術アタッショ
ン、いたしまして外國へ出しておりますの
六カ国七名になるわけでございます。すなわち
イギリス、ソ連、フランス、ドイツ、オースト
リア、これが各一名でございます。アメリカ合衆
国と、こういふ三つに分けて御説明いただき
い。

先ほど申しましたように、一応の目標を四十五年度に置いて、そうしてたとえば観測でありますとか、それから航空機や船の航行についての問題が、ありますとか、あるいは通信関係とか、これは大体、ソ連のところのときのシンコム3でござりますか、たような実用になるいわゆる人工衛星についての問題では、何とかひとつ日本も新しい独自の立場で新幹線を出し、それをターゲットにして関係者が、逃げずべきじゃないか、これを関係の人たちに訴えているわけでございます。それを一つのターゲットにして、そこに到達するまでのプロセスをどうやつたらいいかということについては、とりあえず四十年度はこういうことで進めておりますけれども、四十一年度以降、さらに今年じゅうのいろいろの熱心な研究によりましても、大体の体制はこうあつたらかかるべきじゃないかといふようなことが、具体的にだんだんと積極的なかつてありますけれども、私は

宇宙開発の一元化を進める意味からいえは、基地建設に大体十二億くらい使つたであろうと聞いておりますが、鹿児島の東大の内之浦試射場は、もうできておると思うのですが、これは宇宙開発一元化を推進するというたてまえからいえば、新島の実験場などを使わないで、せっかく東大がつくったわけですから、そこで実験するのがきわめて適当ではなからうかと思うのですが、この点はいかがですか。

○國務大臣(愛知接一君) それもごもつともな御意見と思います。どこを打ち上げに使うかということにつきましては、先ほど申しましたように、技術委員会でも十分検討してもらいまして、從来の経緯にとらわれないで、そして平和的利用ということを念願しているこの計画の性格からいふとして、最も適当で、国民的な理解を求めるといふようなやり方で進めていきたい、そういう観点からこの打ち上げの試射場をどこを利用するがいいかといふ点を過去の経緯にとらわれないで考

にござましても、二名のアタッシュが出ており
ます。こういう関係になつております。アメリカ
二名出しておりますのは、御存じのように、い
いろいろと活動分野が広くございますので、一般
技術情報とそれから原子力関係の技術情報、二
方に分けまして分担させるというような観点から
名出しておる次第でござります。技術アタッ
シェ、科学アタッシェの仕事は、御存じのよ
うに、技術といふものが非常に国際的な分野にわ
たりますので、さような意味で外国の技術計画も
いは一般的な技術情報等を迅速に的確に把握
する、あるいは二国間協定、これはたとえばアメ
リカと日米科学委員会といふような会合をもつて
りますが、それから原子力に関しましてもまた
機、そういうようなものをいろいろ打ち合わせ
り推進したりする關係、さらにはOECDある
はIAEAといふような国際機関、これらの情
等もいろいろとやらなければいかぬというよ
ことで、それぞれ積極的にたいへん忙しい仕事

いたしておるわけでございます。さよなら次第でござります。

○伊藤顯道君 なお定員についてお伺いします

が、國立防災科学技術センター、これについて見ますと、これは三十八年の設置以来三年目となつたと思うのですが、今回の改正案で十二名を増員して六十三名となるということが、設立当初の整備三ヵ年計画を見ると、四十年度の人員が百七十三名となる予定であったと思うのです。今度の増員を含んでも当初計画の定員に比べるとだいぶ隔たりがあるわけですね。このような状態では当初の事業計画に大きな支障を来たすのではないか、こういうふうに当然に考えられるのです。

これは計画の一歩変更なのか、一体どういう事情で、事情をひとつ明確にしていただきたい。

○政府委員(高橋正春君) お答えいたします。伊

藤先生の御指摘のとおり、防災センターにつきましては、当初二ヵ年計画で研究体制を整備する計

劃を立てましたが、特に防災センターの機能の中

心でございます各省庁が重複して設置をする場合

不必要となりますよな共用施設でございますけれども、波浪等観測塔でございますとか、あるいは雪害実験所の諸施設あるいは大型耐震装置とい

うようなものを今度の計画で整備するように計画

を立てておりますが、研究学

園都市の建設のテンポといふような問題もからんでございますので、予定よりも御指摘のとおりか

なりおくれておるような状態であろうと思いま

す。私どもいたしましては、今後ともさらに整

備強化につとめますとともに、現在の予算並びに人員をもあましてもできるだけこれを効用的に活

用いたしまして、最大の努力をいたす所存でござ

ります。

○伊藤顯道君 この防災センター十二名増のうち三名は昨年設置した例の雪害実験所ですか、この部分をお入れになつてあるようですが、今回三名

増で実験所の定員は一体何名になつたのかといふこと、設置以来二年目に入つたわけですが、雪

害対策の研究状況、成果のほどは一体どういこ

となのか、こういう点を御説明いたさきたい。

○政府委員(高橋正春君) ただいまの御指摘の三

名の増をもしまして十二名の定員と相なります。

御存じのとおり、私ども雪害実験所の建設は、昨年十二月に発足をいたしまして、從来は、積雪や

雪の実験装置といふようなものを整備いた

に対応するための応用的な研究をすることを目的

いたしておるわけでございまして、昨年度の予

算におきましても、低温実験室でございますと

か、積雪の実験装置といふようなものを整備いた

しました。四十年度につきましては、さらに除雪

の試験道路、その他応用的な研究につきましての設備等を増強いたしたいと思っております。

○伊藤顯道君 四十一年度に新設が予定されてお

ります非金属無機材質基礎研究所、これは仮称の

ようですが、この設立準備室を金属材料技術研究

所内に設けることになつておると、こういうこと

でありますするが、この仮称の研究所は、将来、一

体どういう方向で、どういう内容で実験を進めら

れるのか。そして、その人員は一体何名ぐらいの

規模になるのか。こういうことを御説明いたさ

たい。

○政府委員(梅澤邦臣君) たゞいまわれわれのほ

うで考えております案では、内容、組織といい

ますか、これらの部門を考えまして、それから、研究をやります場合にはグループでいたしますの

で、大学の先生方、あるいは他の国立の研究所の方

が手伝いやさしいような組織を考えまして、それ

で進めていくという考え方でございます。したがい

まして、そういうありますべきかというこ

とで、検討会と申しますか、そういう会議を、学

識経験者を集めまして、その点もこれから早急に

検討していくことを思つております。

○伊藤顯道君 なおそのことについて、四十五年

度には、管理、ロケットエンジン、ロケット制

御、環境試験と、こういう四つの部を設けて体制

を整えていくと、こういうふうに聞いておるんで

ですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(江上龍彦君) たゞいま先生のお尋ね

は角田のことであると了解いたしましたけれども、角田のロケット関係でございますが、ただいままで

きております計画は、一応四十四年度までになつております。

で、四十一年から逐次整備してま

ります。

○伊藤顯道君 この防災センター十二名増のうち

これが若干ございます。こういったものを整備してまいりまして、最終の年にでき上がりますものはほらの計画局から若干名をこれに加えて、それで準備室をつくりまして、今後の研究の五ヵ年計画、並びにそれに伴います設備をどうつくつていか、あるいは研究のグループ体制をどうするかということを検討して、来年の予算を出しますときには、五年計画その他が満足されるものができますか、こういうことを検討して、来る予算を出しますときには、五年計画になつて研究してまいるといふ

べきようにしたい、こういう考え方であります。

○伊藤顯道君 次に、角田支所については先ほど御説明いたいたわけですが、その組織とか定員は一体どういうことになつておるのか、この点を

御説明いただきたい。

○政府委員(梅澤邦臣君) たゞいまわれわれのほ

うで考えております案では、内容、組織といい

ますか、これらの部門を考えまして、それから、研究をやります場合にはグループでいたしますの

で、大学の先生方、あるいは他の国立の研究所の方

が手伝いやさしいような組織を考えまして、それ

で進めていくという考え方でございます。したがい

まして、そういうありますべきかというこ

とで、検討会と申しますか、そういう会議を、学

識経験者を集めまして、その点もこれから早急に

検討していくことを思つております。

○伊藤顯道君 なおそのことについて、四十五年

度には、管理、ロケットエンジン、ロケット制

御、環境試験と、こういう四つの部を設けて体制

を整えていくと、こういうふうに聞いておるんで

ですが、この点はどうなんですか。

これがから國立防災科学技術センターにつきまし

ては、御指摘のよう、だんだん拡充をしてま

ります。

それから宇宙開発推進本部も、先ほど来てお詫

し

る

ように、強化をしなければならない一部門でござ

ります。これが八名以上、合計いたしまして四

十七名が附属試験研究機関の増加分でございま
す。それにO E C Dに派遣するための外務省移
かえ一名をマイナスいたしまして、差し引き四十四
六名というのが内訳でございます。

○伊藤謹道君 次に、問題を変えまして、原子力開
発について二、三お伺いしてまいります。

日本の原子力船開発については、原子力開発利
用長期計画、これは三十六年に原子力委員会が決
定したようですが、四十三年から四五五年にかけ
て原子力船一隻を完工する計画だ、こういうこと
とですが、このために四十三国会で成立した法律
によって原子力船開発事業団が設立されたわけで
すね、この事業団では、このほど造船七社に対し
て、原子力第一船の入札をさせたところが、七社
とも応札がなかった、これでは困るので再入札を
したところ、この要請も七社ともそれぞれ拒否し
てきた、こういう事態があるわけでございます。

そこで、お尋ねねするわけですが、この造船関係
七社は二回も入札を要請したにもかかわらず、一
社もこれに応諾しなかつたという事態、これはい
かなる理由がそこにあって、こういうことになつ
たのか、その辺の経過と並びにその基本的な問題
点について御説明いただきたい。

○政府委員(村田浩君) 御承知のとおり、今回の
原子力船第一船の発注につきましては、そのため
に特に新たに設けられました日本原子力船開発事
業団の責任のもとに契約交渉が進められておりま
して、この七社個々の辞退の理由はどういうことか
といふことを、私どもで直接これを一々確かめる
ということは、しかも可能な限り国産でこれをつ
くっていく、こういう方針でおりますので、そういう
うものをやりますことはわが国としては初めての
試みでございます。したがいまして、造船各社と

○伊藤頭道君 そこで、二度までも造船関係七社が入札を拒否したと、こういう事態を考えてみると、それだけになかなか、この原子力船の開発がどうもなかなか困難に見えるわけですね。そういう中で、またこういふふうに入札がなかつた、こういう事態をあわせ考えたときに、将来の原子力船開発の上に非常に大きなことが支障となるのじやないか、こういうことが憂慮されるわけですね。こういう点はどういうふうにお考へですか。また、この点においてはどういうふうに対策を講じておられるのか、その点を説明願いたいと思います。

○政府委員(村田浩君) 御承知のとおり、現在世界全体を見渡しまして、原子力商船として建造され、運航しておりますのは、アメリカの貨客船サバンナ号とソ連の砕氷船レーニン号と、この二隻だけでござります。これに統いて原子力商船の建造計画をこれまで幾つかの国が立ててまいつたわけでございますが、現実にその計画を実施に移そう、こういたしておりますのが西ドイツとわが国でございます。わが国の場合は、申すまでもなく、世界第一の造船国であるという実績、さらに世界有数の海運国である、こういうことから、国内造船メーカーにおきまして、早くから原子力商船の建造ということにつきましては、重大な関心を持っておられまして、原子力委員会が設立されました昭和三十一年当時から、基礎的な面から始めまして、いろいろと原子力船の技術的な研究に進んでまいつたわけでございます。しかしながら、なんといましても、現実に船を自分の手でつくってみると、そういう経験を持つことが造船国として十分な確信を持ち得ない、こういう判断に立つたようでございまして、これがこの入札要請を辞退した一番大きな理由である、このように報告を受けております。

しては何よりも大切なことでござりますし、そぞれましても、そのプログラムをより強く、より確信を持ってないといふことは、ある意味では非常に強い要望もございまして、原子力委員会の長期計画にも、伊藤先生が先ほど御指摘のとおりの、長期計画の中に原子力船の開発のプログラムをまとめて、そのプログラムに従って事業団をつくり、今回もござります。しかしに、ここまで至りまして造船会社のほうがこの応札に自信が持てないといふことは、ある意味では非常に強い要望を出された造船工業会としては、はなはだお詫びいたしますが、何ぶんやういふ形にもとれるわけでござりますが、何ぶんやういふ軍艦等の場合と違いまして経済性といいますか、採算性といふことも大きな問題になつてくるわけでござります。

そういつた点で、ソ連のレーニン号については別といたしましても、アメリカのサバンナ号につきましては、アメリカはこれは政府が建造したわけございますが、その際に、どのように金がかかり、どのようにプログラムが長くかかったかと云ふことの詳細がだんだん最近情報が入つてしまふ。そういう點を勘案いたしました際に、これがなかなかたいへんな仕事だという実感がだんだん強くなつてきた。こういうことであるとかと申うわけであります。しかし、他面、原子力船開発事業団をつくります前から、造船各社の実際的な考え方につきまして、今度の第一船の基本的な設計につきましては、各社のエキスパートの参加を求めてやってきておりますし、かつまた、その船舶をはじき出すにつきましても、そういうたぐい門家の試算等に十分根拠を置きまして、ある程度の余裕を見て積み上げてきております。そういうこともござりますので、結局は契約条件のいかんをわが国の手でつくりました際に、これまでたとえ東海村の原子力研究所等において建設されましたが、原子炉のプログラムが実際の工期とかなり食違いがあるかと思ひますが、特に原子炉のことをいふと、これが國の手でつくりました際に、これまでたとえ

の建造の工数あるいは工期の点にも大
きな影響があることは、結局
ではないか。そういうことは、結局
もはね返ってくるおそれがあるわけ
で、つまり幅が相当多く伸びること
ではないか。そういうことは、結局
ふさがれるといううそいつた不確定要
素として、いまの段階では確信を持つてこ
と切ることがなかなかできなかつたこと
を思います。しかしながら、造船会社の
ういつた条件等につきまして、さらに
いりまして、新聞等にも載つております
衝しまして、そうして何とか前向きで
取り上げてやつていただきたいというところ
で具体的な契約につきまして交渉が開
始されました。その後造船工業会のあつせんによりま
して、造船会社と、それから原子炉の建造を担当
する予定しております三義原子力船事業団と
造船工業会が推薦してまいりました石川会
社と、この交渉が円滑に進みまして、そし
て早く契約が成立することを希望し
るわけでございます。

君　ただいまの御説明ですが、いま人
題についてお伺いしたわけですがこれと
なればこれは入札はとりやめる以外
と思うのですね。ただそのままで済
みますので、伝えて聞くところによると、随意
な場合は入札はとりやめる以外
するとか、こういうふうに聞いておる
いすれにしても、今後具体的に一体ど
ういう点はどうなんですか。

(村田浩君) 少少説明が前後して申し
ませんが、三月一日、二日と競争入札
ました結果、全社が辞退されましたので
すね。いま御説明があつたわけですが
(村田浩君) 多少説明が前後して申し

社の代表に対しましていわゆる競争入札方式はさうで打ち切らして、自後、一社との間に随意契約で交渉を進めさせていただきたいということを申し出されまして、各社ともそれを了承されました。そこで原子力船開発事業団としましてはその中の一社を選んで随意契約の交渉に入ることとなつたわけでござりますが、どの社を選ぶかといたることにつきましては造船工業会のほうのいろいろ御事情もござりますので、造船工業会の会長にその一社の推薦を依頼したわけでございます。そこで、造船工業会のほうでは、三月の四日に直ちに理事会をお開きになりまして、本件を慎重に検討された結果、まあ七社がそろって辞退したことはきわめて遺憾であるが、わが国の造船工業の将来のためにはぜひやっぱりやっていくべきである、こういう御判断のもとに工業会内いろいろ御相談の結果、一社または二社をその交渉の相手として選んで推薦いたしますと、こういうことをおきめになりました。その一社または二社のどのようにそれにそれを選ばれるかという点については、佐藤造船工業会会长に一任されたわけでござります。で、たまたまこれを決定いたしました三月の四日に、造船工業会の佐藤会長は外遊中でございましたために、十日に帰国されましてから直ちにあつせせんの労をとられることに相なりました。多少時間がかかりましたけれども、最終的に一昨日でございましたが、二十三日に石川島播磨を推薦いたしましたということを原子力船開発事業団のほうに御連絡いたしましたが、この御連絡に基づきまして昨日、さつそくこの石川島播磨並びに原子炉を担当いたしました三菱原子力工業と事業団の間で契約の交渉が開始されたと、これがただいまの状況でございます。

告を出した。こういうふうに承つておるわけですか。このことをあわせ考えたとき、基本的政策が貧困であるという批判は根拠のないことでもなかろうと思うんです。こういうことに対し科学技術省長官としては一体どのようにお考えになるか、そしてこのよくな批判に対し今後どういう方向へどういうふうに努力をなさらうとするのか、こういう点について御所見を承りたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 私も産業計画会議の二月十日の勧告でござりますが、特に原子力委員会の強化と施策の改善ということで取り上げられておりますことは、私個人としては全く御同感なんですがござります。ただし、同時に、その前に臨時行政調査会からの答申が出ておりますけれども、それはややまた違った角度からお取り上げになつております。で、その辺を調整いたしまして、前向きに積極的にこの原子力政策の立案企画の母体を強化いたしたいと考えておるのでございまます。いま申しましたように、私としては産業計画会議の御所見に非常に賛成でございますので、現在なし得ることから現実にやってまいらうと思いまして、たまたま先般原子力委員会の委員の交代もございましたので、その機会にあるいは電力界あるいは学界あるいはまた、国際的な面といふようなところで、まあ私がすれば非常に有力な権威者をお迎えして、一段と原子力委員会は現実に強化されたといふ意見を持つておるわけでござります。同時に、いま直ちにこの行政組織の根本にも触れることでござりますので、原子力委員長を専任者にすることといたしまして、一段と原子力委員会は現実に強化されるということも実際上実現が困難でござりますので、前から総合エネルギー政策の権威者でありまして原子力委員でもあられました有沢広巳氏にほど申しましたように、現在の組織法のもとでは非常に困難でござりますけれども、いろいろ御意見を参考いたしまして、なるべく早い機会に原子力委員会の機構的な充実もはかりたい、私として運営の一貫性を持たせこれを自主的に格段と強化するよう配慮いたしたわけでございます。先ほどの申しましたように、現在の組織法のもとでは

○伊藤頭道君　いま長官からも御指摘があつたように、臨時行政調査会の行政改革の意見として、いろいろこりとう点に触れて意見を出しているわけでございます。時間の関係で、そういう具体的な面については申し上げませんけれども、こういう面を拝見してみると、相当問題点も残つていて、そこで先月政府が原子力委員会を更迭した事実判、勧告にこたえた一つのあらわれとして、いわゆる原子力委員会を更迭したことは考えられるわけですが、それどころか、それも一つの方策でしようけれども、なかなかもつてこの程度のことでは、前向きに発展させるということは容易でないと思うのですが、そういうことについて、さらに具体的にお考えがあればこの際お聞かせいただきたい。

○國務大臣(愛知接一君) 私いたしましては、大体この産業計画会議の勧告に沿うような線が一番いいのではないかと思ひます。(つまり) 原子力といふものは、単なる科学技術の問題ではなく、経済政策としても総合エネルギー政策の将来的中心である、それからさらに原子力の平和利用の問題、国際性、安全性というようなことを考慮されれば、ますます各省に広くまたがる国家的な問題であるので、そういう役割りにこたえ得るような組織が必要である、一言にして言えば、あわせれば、ますます各省に広くまたがる国家的な問題であるので、そういう役割りにこたえ得るようになりますと、科学技術府内の一局に逆に付属するようななかつこうがないでもなかつた。ますますこの点を抜本的に改善をいたしたいと思ったわけですから言いますと、科学技術府内の一局に逆に付属するようななかつこうがないでもなかつた。ますますこの点を抜本的に改善をいたしたいと思ったわけですから言いますと、科学技術府内の一局に逆に付属するようななかつこうがないでもなかつた。ますますこの点を抜本的に改善をいたしたいと思ったわけですから言いますと、むしろ原子力委員会といふものは、導し指揮するくらいの運営になつていただかなければならぬのではなかろうか、こういうふうに考えて、先般の改選に際しましても、その趣旨を可能な条件のもとににおいて十分生かしたつもりでございますが、さらに具体的に、先ほど申し

ております。すこぶる、この問題は、政府といたしましても、原子力委員会の問題のみならず、行政組織全般について、前向きに検討しているわけでござりますが、特に原子力委員会については積極的に大いにいろいろな意味でクローズアップするような存在をいたしたい、こういうふうに考えて前進いたしてまいりたいと思います。

○伊藤彌道君 時間の関係もござりますから、大いに問題はまだまだたくさんあります。幸い科学技術振興対策特別委員会でもありますので、また、自余の問題は先に譲るとして、最後に一点だけお伺いしておきますが、原子力委員会を強化するためには委員会に独立した事務局を設置すべきである、こういう強い意見もあるわけです。そしてたびたび科学技術府長官はかわるわけです。科学技術府長官に限らず、どうも現内閣の大臣は、あまり長期でなく短期ですから、ときどきかわってしまう。こういう、長官が原子力委員長をかわるという、そういう便法制度はここで廃止すべきである、こういう批判をありますし、科学技術府長官であり、また原子力委員長である大臣としては、このことについていかよろしくお考えになつておられるか、この御所見を承っておきたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は、先ほども申しましたように、産業計画会議の勧告というのが、独立の事務局を持つべきであり、それから原子力委員長は長期にわたって専任ができることが望ましい、現行のような権限の兼任の形は適当でない、こう示されておりまして、これをも含めて私は私見としてこういう意見に非常に同感させられる面が多いわけでございまして、ただこれは先ほども申しましたように、行政機構全般の問題、さらには議院内閣制というような根本の点にも触れるところがあつて、なかなか具体的に進捗させるところの困難な面もあるうかと、多少の時日もかかるかもと思いまして、とりあえず実行上この趣旨に沿うように運営をいたしたいと、こう考えま

請願者 鹿児島県出水郡野田村下名六、五
三五 西善助外千六百五十二名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一二七五号 昭和四十年三月十一日受理
金し熟章受章者外遇復活に關する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町養母一
一、四三六 町田武男外八名

紹介議員 田中 茂穂君
この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

三月二十三日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は一月二十三日)
一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案

二、中小企業省設置法案(衆)

中小企業省設置法案

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 本省

第一節 内部部局(第五条—第十二条)
第二節 地方支分部局(第十二条—第十五条)

第三章 外局(第十六条—第十七条)
第四章 職員(第十八条—第十九条)

附則
第一章 総則
(この法律の目的)

第一条 この法律は、中小企業の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百

二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

(中小企業省の任務)
中小企業省は、次に掲げる國の行政事務を一體的に遂行する責任を負う行政機関とする。

第三条 中小企業者(中小企業組織法(昭和四十年法律第二号)第三条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の事業の育成及び発展を図るために基本となる方策の樹立に関する事務

二 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務

三 中小企業者の組織に関する事務

四 中小企業者の事業經營の近代化に関する事務

五 前各号に掲げるものほか、中小企業者の事業の助成及び振興に関する事務

(中小企業省の権限)
第六条 中小企業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徵収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理す

ること。

九 所掌事務に關する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行ない、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

十二 中小企業省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体に対する認可を与え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

十五 中小企業者の事業の育成及び発展を図るために基本となる方策を企画立案すること。

十六 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその經營の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

十七 中小企業者に対する金融制度、税制その他の中小企業者に關係がある經濟問題に關し調査研究すること。

十八 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務

十九 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。

二十 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に關すること。

二十一 中小企業者が海外において行なう經濟協力その他の事業活動についての指導及び助成を行なうこと。

二十二 中小企業者の事業分野の確保に關すること。

二十三 中小企業者に対する官公需の確保に關すること。

二十四 中小企業信用保険に關すること。

二十五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第二百六十号)による中小企業退職金共済

十五年法律第八十九号)の施行に關すること。

二十七 商工組合中央金庫に關すること。

二十八 国民金融公庫に關すること。

二十九 中小企業金融公庫に關すること。

三十 中小企業信用保険公庫に關すること。

三十一 信用保証協会に關すること。

三十二 中小企業投資育成株式会社に關すこと。

三十三 中小企業者の組織化についての指導及び助成を行なうこと。

三十四 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成を行なうこと。

三十五 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に關すること。

三十六 中小企業組織法の施行に關すること。

三十七 中小企業者の事業の經營状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告をすること。

三十八 中小企業者の事業に有益な技術及び経営方法の奨励及び指導を行なうこと。

三十九 中小企業の近代化の促進に關すること。

四十 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成を行なうこと。

四十一 中小企業者の工場等の集團化のための助成を行なうこと。

四十二 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示会を開くこと。

四十三 中小企業センターの設置の奨励及びその助成を行なうこと。

四十四 中小企業者の科学技術の向上に寄与する試験研究機関に対し、助成を行ない、及び協力を求めること。

四十五 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成を行なうこと。

四十六 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導を行なうこと。

四十七 中小企業者が生産した商品の輸出の増

事項についての情報を収集し、分析し、及び

提供すること。

三 中小企業者の行なう商業及びサービス業に

関係がある経済問題に関する調査研究するこ

と。

四 商業及びサービス業を行なう中小企業者に

対する資金の融通をあつせんすること。

五 中小企業者の行なう商業及びサービス業の

事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告に関すること。

六 中小企業者の行なう商業及びサービス業の

事業に有益な経営方法及び技術の奨励及び指導に関すること。

七 中小企業者の行なう商業及びサービス業の

近代化の促進に関すること。

八 中小企業者の行なう商業及びサービス業の

設備の近代化のための助成に関すること。

九 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励

及び指導に関すること。

十 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を

図るために海外市場調査、市場開拓及び普及

宣伝の指導及び助成に関するこ

十一 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう

中小企業者との間の事業分野の調整に関するこ

と。

十二 小売業を行なう中小企業者相互間の競争

の調整に関するこ

十三 割賦販売法の施行に関するこ

十四 前各号に掲げるもののほか、商業及び

サービス業を行なう中小企業者の指導及び助成に関するこ

成に関するこ

第二節 地方支分部局

(中小企業局)

第十二条 本省に、地方支分部局として、中小企

業局を置く。

第十三条 中小企業局は、本省の所掌事務の一部

を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第十四条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域

は、次のとおりとする。

第十五条 中小企業局に、次の四部を置く。たゞ

基づいて中小企業省に置かれる外局は、中央中

小企業調整委員会とする。

第三章 外局

(外局の設置)

第十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に

基づいて中小企業省に置かれる外局は、中央中

小企業調整委員会とする。

第十七条 中央中小企業調整委員会の組織、所掌

事務及び権限は、別に法律の定めるところによ

る。

第十八条 中小企業省に置かれる職員の任免、昇

任、懲戒その他人事管理に関する事項について

は、国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十

号)の定めるところによる。

(職員)

第四章 職員

第十九条 中小企業省の国家行政組織法第十九条

第一項の定員は、中小企業大臣、政務次官及び

秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

(定員)

区	分	定員	合計	
			本省	中央中小企業調整委員会
		七〇〇人	七〇〇人	五〇人

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

(内部部局)
2 この法律の施行に關し必要な事項及び關係法
律の整理は、別に法律で定める。

本案施行に要する経費としては、平年度約百億
円の見込みである。

本案施行に要する経費

組合部
振興部

商業部
経営指導部

前項に定めるものほか、中小企業局の内部
部局の組織の細目は、中小企業省令で定める。

第三章 外局

(外局の設置)

第十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に
基づいて中小企業省に置かれる外局は、中央中
小企業調整委員会とする。

第十七条 中央中小企業調整委員会の組織、所掌

事務及び権限は、別に法律の定めるところによ

る。

第十八条 中小企業省に置かれる職員の任免、昇

任、懲戒その他人事管理に関する事項について

は、国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十

号)の定めるところによる。

(職員)

第十九条 中小企業省の国家行政組織法第十九条

第一項の定員は、中小企業大臣、政務次官及び

秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

(定員)

区	分	定員	合計	本省	中央中小企業調整委員会
		七五〇人	七五〇人	七〇〇人	五〇人

名 称	位 置	管 轄	区 域
札幌中小企業局	札幌市	北海道	
仙台中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	
東京中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県	
名古屋中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県	
大阪中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县	
広島中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	
福岡中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	

昭和四十年四月一日印刷

昭和四十年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局